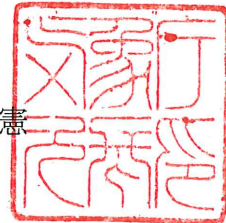


気象庁から日本放送協会への防災情報の提供及び日本放送協会が行う
防災情報に係る放送等業務に関する申合せ

気象庁と日本放送協会は、気象業務法に基づく警報事項の通知の方法、日本放送協会の放送等業務に資する気象、地震・津波等に関する防災情報（以下「防災情報」という。）の迅速かつ的確な提供について、次のとおり申し合わせる。

令和3年3月31日

気 象 庁 次 長 坪 井 史 憲



日本放送協会 報道局長 根本 拓也



第1章 総則

(目的)

第1条 この申合せは、気象業務法第15条及び同法第15条の2の規定に基づく気象庁から日本放送協会に対する警報事項の通知の方法を定めるとともに、気象業務法及び放送法に基づいて日本放送協会が行う放送等業務に必要な防災情報の提供について定め、災害対策に寄与することを目的とする。

(防災情報の提供と放送の実施)

第2条 気象庁は、気象業務法に基づき、日本放送協会に対して、迅速かつ的確に防災情報を提供する。

2 前項の提供を受けた日本放送協会は、気象業務法及び放送法に基づき、防災

情報の放送を実施する。

第 2 章 防災情報の提供手段、装置等の設置及び情報提供の内容 (防災情報の提供手段及び装置等の設置)

- 第 3 条 気象庁は、気象庁の保有する情報システムと日本放送協会の保有する情報システムをオンラインで接続することにより防災情報の提供を実施する。
- 2 防災情報の提供は、前項の情報システムのほか、必要の都度、その他の手段により実施する。

(情報提供の種類)

- 第 4 条 気象庁から日本放送協会に提供する防災情報の種類については、別途定める。

第 3 章 気象業務法に基づく警報事項の通知の方法 (気象業務法に基づく警報事項の通知の方法)

- 第 5 条 気象業務法第 15 条及び同法第 15 条の 2 の規定に基づく気象庁から日本放送協会への警報事項の通知は、第 3 条第 1 項の規定による情報システムのオンライン接続により実施する。
- 2 警報事項の通知は、前項の情報システムのほか、必要の都度、その他の手段により実施する。

第 4 章 雑則 (有効期限)

- 第 6 条 この申合せの有効期限は、令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 3 か月前までに気象庁又は日本放送協会から申し出がないときには、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

- 第 7 条 この申合せに関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、気象庁と日本放送協会が協議して定めるものとする。

(その他)

- 第 8 条 この申合せの実施に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。
- 2 この申合せの締結を証するため、本申合せ 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

附則

- 1 この申合せは、令和3年3月31日から適用する。
- 2 この申合せの適用に伴い、「気象庁から日本放送協会への防災情報の提供及び日本放送協会が行う防災情報に係る放送等業務に関する申合せ（平成26年4月18日）」及び同申合せ第6条に基づき地方機関相互で締結している防災情報提供システムに関する確認書等は、廃止する。